職員の退職手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年7月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第43号

職員の退職手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職手当の支給等に関する規則(昭和50年岩手県規則第70号)の一部を次のように改正する。

(公共職業安定所への出頭)

轄する公共職業安定所(以下「管轄公共職業安定所」という 。) に出頭し、第6条第1項の規定により交付を受けた受給 資格者証を提出して求職の申込みをするとともに、その申込 みをした事実の証明を受けなければならない。この場合にお いて、その者が第10条第4項に規定する受給期間延長通知書 の交付を受けているときは、併せて提出しなければならない

(条例第10条第1項に規定する規則で定める理由)

- 第9条 条例第10条第1項に規定する規則で定める理由は、次┃第9条 条例第10条第1項に規定する規則で定める理由は、次 のとおりとする。
 - (1) 疾病又は負傷(条例第10条第11項第3号の規定により 傷病手当に相当する退職手当の支給を受ける場合における 当該支給に係る疾病又は負傷を除く。)
 - (2) [略]

(受給期間延長の申出)

第10条 条例第10条第1項の規定による申出は、受給期間延長 | 第10条 条例第10条第1項の規定による申出は、受給期間延長 申請書(様式第8号)に受給資格者証を添えて、知事に提出 することによって行うものとする。第6条第2項ただし書の 規定は、この場合について準用する。

2 • 3 「略]

4 知事は、第1項に規定する申出をした者が条例第10条第1 5 知事は、第1項に規定する申出をした者が条例第10条第1 項に規定する理由に該当すると認めたときは、その者に受給 期間延長通知書(様式第9号)を交付するとともに、受給資 格者証に必要な事項を記載し、返付しなければならない。

改正後

(公共職業安定所への出頭)

第8条 受給資格者は、退職後速やかにその住所又は居所を管 第8条 受給資格者は、退職後速やかにその住所又は居所を管 轄する公共職業安定所(以下「管轄公共職業安定所」という 。)に出頭し、第6条第1項の規定により交付を受けた受給 資格者証を提出して求職の申込みをするとともに、その申込 みをした事実の証明を受けなければならない。この場合にお いて、その者が第10条第5項又は第10条の4第3項の規定に より受給期間延長等通知書の交付を受けているときは、併せ て提出しなければならない。

(条例第10条第1項に規定する規則で定める理由)

- のとおりとする。
 - (1) 疾病又は負傷(条例第10条第12項第3号の規定により 傷病手当に相当する退職手当の支給を受ける場合における 当該支給に係る疾病又は負傷を除く。)
 - (2) [略]

(受給期間延長の申出)

- 等申請書(様式第8号)に医師の証明書その他の前条各号に 掲げる理由に該当することの事実を証明することができる書 類及び受給資格者証を添えて知事に提出することによって行 うものとする。第6条第2項ただし書の規定は、この場合に ついて準用する。
- 2・3 「略]
- 4 第2項ただし書の場合における第1項に規定する申出は、 受給期間延長等申請書に天災その他の申出をしなかったこと についてやむを得ない理由を証明することができる書類を添 えなければならない。
- 項に規定する理由に該当すると認めたときは、その者に受給 期間延長等通知書(様式第9号)を交付しなければならない 。この場合(第1項後段において準用する第6条第2項ただ し書の規定に基づき受給資格者証を添えないで第1項に規定 する申出を受けた場合を除く。) において、知事は、受給資

- 5 前項の規定により受給期間延長通知書の交付を受けた者は 6 前項の規定により受給期間延長等通知書の交付を受けた者 、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を 知事に届け出るとともに、当該各号に掲げる書類を提出しな ければならない。この場合において、知事は、提出を受けた 書類に必要な事項を記載し、返付しなければならない。
 - (1) 受給期間延長申請書の記載内容に重大な変更があった とき。 受給期間延長通知書
 - (2) 条例第10条第1項に規定する理由がやんだとき。 受 給期間延長通知書及び受給資格者証
- 6 第6条第2項ただし書の規定は、前項の場合について準用 8 第6条第2項ただし書の規定は第6項の場合について、前 する。

格者証に必要な事項を記載し、返付しなければならない。

- は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかにその 旨を知事に届け出るとともに、当該各号に掲げる書類を提出 しなければならない。この場合において、知事は、提出を受 けた書類に必要な事項を記載し、返付しなければならない。
- (1) 受給期間延長等申請書の記載内容に重大な変更があっ た場合 交付を受けた受給期間延長等通知書
- (2) 条例第10条第1項に規定する理由がやんだ場合 交付 を受けた受給期間延長等通知書及び受給資格者証
- 7 第1項に規定する申出は、代理人に行わせることができる この場合において、代理人は、その資格を証明する書類を 知事に提出しなければならない。
- 項の規定は第2項ただし書の場合における第1項に規定する 申出及び第6項の場合について準用する。

(条例第10条第5項に規定する規則で定める事業)

- 第10条の2 条例第10条第5項に規定する規則で定める事業は 、次の各号のいずれかに該当するものとする。
 - (1) その事業を開始した日又はその事業に専念し始めた日 から起算して30日を経過する日が、条例第10条第1項に規 定する雇用保険法第20条第1項を適用した場合における同 項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定め る期間の末日後であるもの
 - (2) その事業について当該事業を実施する受給資格者が第 17条第1項に規定する就業手当又は再就職手当の支給を受 けたもの
 - (3) その事業によっては当該事業を実施する受給資格者が 自立することができないと管轄公共職業安定所の長が認め たもの

(条例第10条第5項に規定する規則で定める職員)

- 第10条の3 条例第10条第5項に規定する規則で定める職員は 、次の各号のいずれかに該当する者とする。
 - (1) 条例第10条第1項に規定する退職の日以前に同条第5 項に規定する事業を開始し、当該退職の日後に当該事業に 専念する職員
 - (2) その他事業を開始した職員に準ずるものとして管轄公 共職業安定所の長が認めた職員

(支給期間の特例の申出)

第10条の4 条例第10条第5項の規定による申出は、受給期間 延長等申請書に登記事項証明書その他同条第1項に規定する

退職の日後に同条第5項に規定する事業を開始した職員又は 前条に規定する職員に該当することの事実を証明することが できる書類及び受給資格者証を添えて知事に提出することに よって行うものとする。

- 2 前項に規定する申出(以下この条において「特例申出」という。)は、条例第10条第5項に規定する事業を開始した日 又は当該事業に専念し始めた日の翌日から起算して2月以内 にしなければならない。ただし、天災その他特例申出をしな かったことについてやむを得ない理由があるときは、この限 りでない。
- 3 知事は、特例申出をした者が条例第10条第1項に規定する 退職の日後に同条第5項に規定する事業を開始した職員又は 前条に規定する職員に該当すると認めたときは、その者に受 給期間延長等通知書を交付しなければならない。この場合(第5項において準用する第6条第2項ただし書の規定に基づ き受給資格者証を添えないで特例申出を受けた場合を除く。)において、知事は、受給資格者証に必要な事項を記載し、 返付しなければならない。
- 4 前項の規定により受給期間延長等通知書の交付を受けた者 は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかにその 旨を知事に届け出るとともに、当該各号に掲げる書類を提出 しなければならない。この場合において、知事は、提出を受 けた書類に必要な事項を記載し、返付しなければならない。
 - (1) 受給期間延長等申請書の記載内容に重大な変更があっ た場合 交付を受けた受給期間延長等通知書
 - (2) 条例第10条第5項に規定する事業を廃止し、又は休止 した場合 交付を受けた受給期間延長等通知書及び受給資 格者証
- 5 第6条第2項ただし書の規定は特例申出及び前項の場合に ついて、第10条第3項及び第4項の規定は第2項ただし書の 場合における特例申出について、同条第7項の規定は特例申 出(第2項ただし書の場合における特例申出を含む。)及び 前項の場合について準用する。

(基本手当に相当する退職手当の支給調整)

第11条 [略]

2 条例第10条第1項の規定による退職手当に係る受給資格者 が待期日数の期間内に職業に就き、次の各号に掲げるいずれ かの給付を受ける資格を取得しないうちに再び離職した場合 には、その離職の日の翌日から起算して待期日数の残日数に 等しい失業の日数を経過した後に基本手当に相当する退職手 当を支給する。

(基本手当に相当する退職手当の支給調整)

第11条 [略]

2 条例第10条第1項の規定による退職手当に係る受給資格者 が待期日数の期間内に職業に就き、次の各号に掲げるいずれ かの給付を受ける資格を取得しないうちに再び離職した場合 には、その離職の日の翌日から起算して待期日数の残日数に 等しい失業の日数を経過した後に基本手当に相当する退職手 当を支給する。 (1) • (2) 「略]

- (3) 条例第10条第5項又は第6項の規定による退職手当(以下「高年齢求職者給付金に相当する退職手当」という。
- (4) 条例第10条第7項又は第8項の規定による退職手当(以下「特例一時金に相当する退職手当」という。)

3・4 「略]

(技能習得手当に相当する退職手当等の支給手続)

に該当し、基本手当に相当する退職手当の支給を受けようと するとき、又は同条第11項第1号に規定する者に該当し、同 号に規定する金額を退職手当として若しくは同項第2号に規 定する者に該当し、同号に規定する金額を退職手当として支 給を受けようとするときは、請求書に公共職業訓練等受講証 明書(様式第13号)及び受給資格者証を添えて任命権者に提 出しなければならない。第6条第2項ただし書の規定は、こ の場合について準用する。

2 「略]

(条例第10条第10項第2号に規定する規則で定める者)

る者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者 とする。

 $(1)\sim(3)$ 「略]

2 条例第10条第10項第2号イに規定する規則で定める者は、 前項第2号に定める者とする。

(傷病手当に相当する退職手当の支給手続)

- に該当し、同号に規定する金額を退職手当として支給を受け ようとするときは、傷病手当に相当する退職手当支給申請書 (様式第14号) に受給資格者証を添えて任命権者に提出しな ければならない。
- 「略]
- 10条第3項の規定は前項ただし書の場合について準用する。
- 「略]

(就業促進手当に相当する退職手当の支給手続)

「受給資格者等」という。)は、同条第11項第4号(同条第 15項において準用する場合を含む。) に規定する者に該当し 、同号に規定する金額を退職手当として支給を受けようとす (1) • (2) 「略]

- (3) 条例第10条第6項又は第7項の規定による退職手当(以下「高年齢求職者給付金に相当する退職手当」という。)
- (4) 条例第10条第8項又は第9項の規定による退職手当(以下「特例一時金に相当する退職手当」という。)

3・4 「略]

(技能習得手当に相当する退職手当等の支給手続)

第15条 受給資格者は、条例第10条第10項第1号に掲げる場合 第15条 受給資格者は、条例第10条第11項第1号に掲げる場合 に該当し、基本手当に相当する退職手当の支給を受けようと するとき、又は同条第12項第1号に規定する者に該当し、同 号に規定する金額を退職手当として若しくは同項第2号に規 定する者に該当し、同号に規定する金額を退職手当として支 給を受けようとするときは、請求書に公共職業訓練等受講証 明書(様式第13号)及び受給資格者証を添えて任命権者に提 出しなければならない。第6条第2項ただし書の規定は、こ の場合について準用する。

「略]

(条例第10条第11項第2号に規定する規則で定める者)

第15条の2 条例第10条第10項第2号アに規定する規則で定め 第15条の2 条例第10条第11項第2号アに規定する規則で定め る者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者 とする。

(1)~(3) [略]

2 条例第10条第11項第2号イに規定する規則で定める者は、 前項第2号に定める者とする。

(傷病手当に相当する退職手当の支給手続)

- 第16条 受給資格者は、条例第10条第11項第3号に規定する者 第16条 受給資格者は、条例第10条第12項第3号に規定する者 に該当し、同号に規定する金額を退職手当として支給を受け ようとするときは、傷病手当に相当する退職手当支給申請書 (様式第14号) に受給資格者証を添えて任命権者に提出しな ければならない。
 - 「略]
- 3 第6条第2項ただし書の規定は第1項の場合について、第 3 第6条第2項ただし書の規定は第1項の場合について、第 10条第3項及び第4項の規定は前項ただし書の場合について 準用する。
 - 「略]

(就業促進手当に相当する退職手当の支給手続)

第17条 受給資格者又は条例第10条第15項に規定する者(以下 第17条 受給資格者又は条例第10条第16項に規定する者(以下 「受給資格者等」という。)は、<u>同条第12項第4号</u>(同条第 16項において準用する場合を含む。) に規定する者に該当し 、同号に規定する金額を退職手当として支給を受けようとす

るときは、同号の規定による退職手当のうち雇用保険法第56 条の3第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当(以 下「就業手当」という。) に相当する退職手当にあっては就 業手当に相当する退職手当支給申請書(様式第15号)に、同 号口に該当する者に係る就業促進手当(同条第3項第2号の 規定により加算する額に相当する部分を除く。以下「再就職 手当」という。) に相当する退職手当にあっては再就職手当 に相当する退職手当支給申請書(様式第15号の2)に、同条 第1項第1号ロに該当する者に係る就職促進手当(再就職手 当に相当する部分を除く。以下「就業促進定着手当」という 。) に相当する退職手当にあっては就業促進定着手当に相当 する退職手当支給申請書(様式第15号の3)に、同項第2号 に該当する者に係る就業促進手当(以下「常用就職支度手当 」という。) に相当する退職手当にあっては常用就職支度手 当に相当する退職手当支給申請書(様式第16号)に、それぞ れ受給資格者証、第23条に規定する高年齢受給資格者証又は 第23条の2に規定する特例受給資格者証(以下「受給資格者 証等」という。)を添えて任命権者に提出しなければならな 11

$2\sim4$ 「略]

(移転費に相当する退職手当の支給手続)

第19条 受給資格者等は、条例第10条第11項第5号(同条第15 | 第19条 受給資格者等は、条例第10条第12項第5号(同条第16 項において準用する場合を含む。) に規定する者に該当し、 同号に規定する金額を退職手当として支給を受けようとする ときは、移転費に相当する退職手当支給申請書(様式第17号)に受給資格者証等を添えて任命権者に提出しなければなら ない。この場合において、親族を随伴して移転するときは、 その親族がその者により生計を維持されている者であること を証明することができる書類を添えなければならない。

$2 \sim 5$ 「略]

(求職活動支援費に相当する退職手当の支給手続)

第20条 受給資格者等は、条例第10条第11項第6号(同条第15 | 第20条 受給資格者等は、条例第10条第12項第6号(同条第16 項において準用する場合を含む。) に規定する者に該当し、 同号に規定する金額を退職手当として支給を受けようとする ときは、同号の規定による退職手当のうち雇用保険法第59条 第1項第1号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費 に相当する退職手当にあっては求職活動支援費(広域求職活 動費) に相当する退職手当支給申請書(様式第18号)に、同 項第2号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相 当する退職手当にあっては求職活動支援費(短期訓練受講費) に相当する退職手当支給申請書(様式第18号の2)に、同

るときは、同号の規定による退職手当のうち雇用保険法第56 条の3第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当(以 下「就業手当」という。) に相当する退職手当にあっては就 業手当に相当する退職手当支給申請書(様式第15号)に、同 号口に該当する者に係る就業促進手当(同条第3項第2号の 規定により加算する額に相当する部分を除く。以下「再就職 手当」という。) に相当する退職手当にあっては再就職手当 に相当する退職手当支給申請書(様式第15号の2)に、同条 第1項第1号ロに該当する者に係る就職促進手当(再就職手 当に相当する部分を除く。以下「就業促進定着手当」という 。) に相当する退職手当にあっては就業促進定着手当に相当 する退職手当支給申請書(様式第15号の3)に、同項第2号 に該当する者に係る就業促進手当(以下「常用就職支度手当 」という。) に相当する退職手当にあっては常用就職支度手 当に相当する退職手当支給申請書(様式第16号)に、それぞ れ受給資格者証、第23条に規定する高年齢受給資格者証又は 第23条の2に規定する特例受給資格者証(以下「受給資格者 証等」という。)を添えて任命権者に提出しなければならな 11

2~4 「略]

(移転費に相当する退職手当の支給手続)

項において準用する場合を含む。) に規定する者に該当し、 同号に規定する金額を退職手当として支給を受けようとする ときは、移転費に相当する退職手当支給申請書(様式第17号)に受給資格者証等を添えて任命権者に提出しなければなら ない。この場合において、親族を随伴して移転するときは、 その親族がその者により生計を維持されている者であること を証明することができる書類を添えなければならない。

2~5 [略]

(求職活動支援費に相当する退職手当の支給手続)

項において準用する場合を含む。) に規定する者に該当し、 同号に規定する金額を退職手当として支給を受けようとする ときは、同号の規定による退職手当のうち雇用保険法第59条 第1項第1号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費 に相当する退職手当にあっては求職活動支援費(広域求職活 動費) に相当する退職手当支給申請書(様式第18号) に、同 項第2号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相 当する退職手当にあっては求職活動支援費(短期訓練受講費)に相当する退職手当支給申請書(様式第18号の2)に、同 項第3号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相 当する退職手当にあっては求職活動支援費(求職活動関係役 務利用費) に相当する退職手当支給申請書(様式第18号の3)に、それぞれ受給資格者証等を添えて任命権者に提出しな ければならない。

 $2 \sim 5$ 「略]

(準用)

、第13条第1項、第21条並びに第22条の規定は、高年齢求職 者給付金に相当する退職手当の支給について準用する。この 場合において、第6条第2項及び第11条第2項(第1号を除 く。) 中「基本手当」とあるのは「高年齢求職者給付金」と 、第6条第2項及び第3項、第8条前段、第11条第2項、第 13条第1項並びに第22条第1項中「受給資格者」とあるのは 「高年齢受給資格者」と、第8条前段中「第6条第1項」と あるのは「第23条」と、第6条第2項及び第3項、第8条前 段、第13条第1項、第21条並びに第22条中「受給資格者証」 とあるのは「第23条に規定する高年齢受給資格者証」と、第 11条第2項及び第13条第1項中「第10条第1項」とあるのは 「第10条第5項」と、第11条第2項第1号中「基本手当、高 年齢求職者給付金」とあるのは「高年齢求職者給付金」と、 第21条第1項中「条例第10条第1項に規定する期間内(在職 証の交付を受けた者にあっては、当該在職証に係る退職の日 の翌日から起算して1年の期間内)に」とあるのは「当該高 年齢受給資格者証又は在職証に係る退職の日の翌日から起算 して1年を経過する日までに、高年齢求職者給付金に相当す る退職手当の支給を受けることなく」と読み替えるものとす る。

2 第6条第2項及び第3項、第8条前段、第11条第2項、第 13条第1項、第21条並びに第22条の規定は、特例一時金に相 当する退職手当の支給について準用する。この場合において 、第6条第2項及び第11条第2項(第1号を除く。)中「基 本手当」とあるのは「特例一時金」と、第6条第2項及び第 3項、第8条前段、第11条第2項、第13条第1項並びに第22 条第1項中「受給資格者」とあるのは「特例受給資格者」と 、第8条前段中「第6条第1項」とあるのは「第23条の2」 と、第6条第2項及び第3項、第8条前段、第13条第1項、 第21条並びに第22条中「受給資格者証」とあるのは「第23条 の2に規定する特例受給資格者証」と、第11条第2項及び第 13条第1項中「第10条第1項」とあるのは「第10条第7項」 と、第11条第2項第1号中「基本手当、高年齢求職者給付金 項第3号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相 当する退職手当にあっては求職活動支援費(求職活動関係役 務利用費) に相当する退職手当支給申請書(様式第18号の3)に、それぞれ受給資格者証等を添えて任命権者に提出しな ければならない。

2~5 [略]

(準用)

第24条 第6条第2項及び第3項、第8条前段、第11条第2項|第24条 第6条第2項及び第3項、第8条前段、第11条第2項 、第13条第1項、第21条並びに第22条の規定は、高年齢求職 者給付金に相当する退職手当の支給について準用する。この 場合において、第6条第2項及び第11条第2項(第1号を除 く。) 中「基本手当」とあるのは「高年齢求職者給付金」と 、第6条第2項及び第3項、第8条前段、第11条第2項、第 13条第1項並びに第22条第1項中「受給資格者」とあるのは 「高年齢受給資格者」と、第8条前段中「第6条第1項」と あるのは「第23条」と、第6条第2項及び第3項、第8条前 段、第13条第1項、第21条並びに第22条中「受給資格者証」 とあるのは「第23条に規定する高年齢受給資格者証」と、第 11条第2項及び第13条第1項中「第10条第1項」とあるのは 「第10条第6項」と、第11条第2項第1号中「基本手当、高 年齢求職者給付金」とあるのは「高年齢求職者給付金」と、 第21条第1項中「条例第10条第1項に規定する期間内(在職 証の交付を受けた者にあっては、当該在職証に係る退職の日 の翌日から起算して1年の期間内)に」とあるのは「当該高 年齢受給資格者証又は在職証に係る退職の日の翌日から起算 して1年を経過する日までに、高年齢求職者給付金に相当す る退職手当の支給を受けることなく」と読み替えるものとす る。

> 2 第6条第2項及び第3項、第8条前段、第11条第2項、第 13条第1項、第21条並びに第22条の規定は、特例一時金に相 当する退職手当の支給について準用する。この場合において 、第6条第2項及び第11条第2項(第1号を除く。)中「基 本手当」とあるのは「特例一時金」と、第6条第2項及び第 3項、第8条前段、第11条第2項、第13条第1項並びに第22 条第1項中「受給資格者」とあるのは「特例受給資格者」と 、第8条前段中「第6条第1項」とあるのは「第23条の2」 と、第6条第2項及び第3項、第8条前段、第13条第1項、 第21条並びに第22条中「受給資格者証」とあるのは「第23条 の2に規定する特例受給資格者証」と、第11条第2項及び第 13条第1項中「第10条第1項」とあるのは「第10条第8項」 と、第11条第2項第1号中「基本手当、高年齢求職者給付金

」とあるのは「高年齢求職者給付金」と、第21条第1項中「 条例第10条第1項に規定する期間内(在職証の交付を受けた 者にあっては、当該在職証に係る退職の日の翌日から起算し て1年の期間内) に」とあるのは「当該特例受給資格者証又 は在職証に係る退職の日の翌日から起算して6月を経過する 日までに、特例一時金に相当する退職手当の支給を受けるこ となく」と読み替えるものとする。

(高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給手続等)

第25条 高年齢求職者給付金に相当する退職手当で条例第10条 第25条 高年齢求職者給付金に相当する退職手当で条例第10条 第5項の規定によるものは、当該高年齢受給資格者が前条第 1項において準用する第8条前段の規定による求職の申込み をした日から起算して、雇用保険法第33条に規定する期間及 び待期日数に等しい失業の日数を経過した後に支給する。

「略]

- 3 請求書は、管轄公共職業安定所の長の失業の証明を受けた 3 請求書は、管轄公共職業安定所の長の失業の証明を受けた ものでなければならない。この場合において、条例第10条第 5項の規定による退職手当に係る場合にあっては前条第1項 において準用する第13条第1項の規定による失業の証明を受 けた後、条例第10条第6項の規定による退職手当に係る場合 にあっては前条第1項において準用する第8条前段の規定に よる求職の申込みをした後に管轄公共職業安定所の長が指定 する失業の認定を受けるべき日に管轄公共職業安定所に出頭 して職業の紹介を求め、高年齢受給資格者証を提出した上、 失業の証明を受けるものとする。
- 4 雇用保険法の規定による基本手当の支給を受ける資格を有 4 雇用保険法の規定による基本手当の支給を受ける資格を有 する者が同法第20条第1項又は第2項に規定する期間内に高 年齢受給資格者となった場合には、当該基本手当の支給を受 けることができる日数(条例第10条第5項の規定による退職 手当に係る場合にあっては、その日数に待期日数を加えた日 数) に等しい失業の日数が経過した後に高年齢求職者給付金 に相当する退職手当を支給する。

(特例一時金に相当する退職手当の支給手続等)

第26条 特例一時金に相当する退職手当で条例第10条第7項の|第26条 特例一時金に相当する退職手当で条例第10条第8項の 規定によるものは、当該特例受給資格者が第24条第2項にお いて準用する第8条前段の規定による求職の申込みをした日 から起算して、雇用保険法第33条に規定する期間及び待期日 数に等しい失業の日数を経過した後に支給する。

[略]

3 請求書は、管轄公共職業安定所の長の失業の証明を受けた ものでなければならない。この場合において、条例第10条第 <u>7項</u>の規定による退職手当に係る場合にあっては第24条第2

」とあるのは「高年齢求職者給付金」と、第21条第1項中「 条例第10条第1項に規定する期間内(在職証の交付を受けた 者にあっては、当該在職証に係る退職の日の翌日から起算し て1年の期間内) に」とあるのは「当該特例受給資格者証又 は在職証に係る退職の日の翌日から起算して6月を経過する 日までに、特例一時金に相当する退職手当の支給を受けるこ となく」と読み替えるものとする。

(高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給手続等)

第6項の規定によるものは、当該高年齢受給資格者が前条第 1項において準用する第8条前段の規定による求職の申込み をした日から起算して、雇用保険法第33条に規定する期間及 び待期日数に等しい失業の日数を経過した後に支給する。

2 「略]

- ものでなければならない。この場合において、条例第10条第 6項の規定による退職手当に係る場合にあっては前条第1項 において準用する第13条第1項の規定による失業の証明を受 けた後、条例第10条第7項の規定による退職手当に係る場合 にあっては前条第1項において準用する第8条前段の規定に よる求職の申込みをした後に管轄公共職業安定所の長が指定 する失業の認定を受けるべき日に管轄公共職業安定所に出頭 して職業の紹介を求め、高年齢受給資格者証を提出した上、 失業の証明を受けるものとする。
- する者が同法第20条第1項又は第2項に規定する期間内に高 年齢受給資格者となった場合には、当該基本手当の支給を受 けることができる日数 (条例第10条第6項の規定による退職 手当に係る場合にあっては、その日数に待期日数を加えた日 数) に等しい失業の日数が経過した後に高年齢求職者給付金 に相当する退職手当を支給する。

(特例一時金に相当する退職手当の支給手続等)

規定によるものは、当該特例受給資格者が第24条第2項にお いて準用する第8条前段の規定による求職の申込みをした日 から起算して、雇用保険法第33条に規定する期間及び待期日 数に等しい失業の日数を経過した後に支給する。

[略]

3 請求書は、管轄公共職業安定所の長の失業の証明を受けた ものでなければならない。この場合において、条例第10条第 8項の規定による退職手当に係る場合にあっては第24条第2

項において準用する第13条第1項の規定による失業の証明を 受けた後、条例第10条第8項の規定による退職手当に係る場 合にあっては第24条第2項において準用する第8条前段の規 定による求職の申込みをした後に管轄公共職業安定所の長が 指定する失業の認定を受けるべき日に管轄公共職業安定所に 出頭して職業の紹介を求め、特例受給資格者証を提出した上 、失業の証明を受けるものとする。

4 雇用保険法の規定による基本手当の支給を受ける資格を有 4 雇用保険法の規定による基本手当の支給を受ける資格を有 する者が同法第20条第1項又は第2項に規定する期間内に特 例受給資格者となった場合には、当該基本手当の支給を受け ることができる日数(条例第10条第7項の規定による退職手 当に係る場合にあっては、その日数に待期日数を加えた日数)に等しい失業の日数が経過した後に特例一時金に相当する 退職手当を支給する。

様式第8号(第10条関係)

受給期間延長申請書

[略]	
職業に就 くことが できない 理由	
③の理由 が疾病又 は負傷の 場合	[略]
③の理由 ⑤が④以外 の場合	[略]
職業に就 <u>⑥</u> くことが できない	[略]

項において準用する第13条第1項の規定による失業の証明を 受けた後、条例第10条第9項の規定による退職手当に係る場 合にあっては第24条第2項において準用する第8条前段の規 定による求職の申込みをした後に管轄公共職業安定所の長が 指定する失業の認定を受けるべき日に管轄公共職業安定所に 出頭して職業の紹介を求め、特例受給資格者証を提出した上 、失業の証明を受けるものとする。

する者が同法第20条第1項又は第2項に規定する期間内に特 例受給資格者となった場合には、当該基本手当の支給を受け ることができる日数(条例第10条第8項の規定による退職手 当に係る場合にあっては、その日数に待期日数を加えた日数)に等しい失業の日数が経過した後に特例一時金に相当する 退職手当を支給する。

様式第8号 (第10条、第10条の4関係)

受給期間延長等申請書

[略]	
<u>この申請</u> ③ <u>書を提出</u> <u>する</u> 理由	ア 妊娠、出産、育児、疾病、負傷等により職業に就くことができないため 4 事業を開始等したため 具体的理由
③の <u>アの</u> 理由が疾 (争 病又は負 傷の場合	[略]
③の <u>アの</u> 理由が④ ⑤ 以外の場	[略]
③のイの ⑥ 理由の場 合	申請者は、職員の退職手当に関する条例 第10条第5項の規定の適用を受けることが できる者であると認める。 年月日 公共職業安定所長氏
職業に就 <u>⑦</u> くことが できない	[略]

期間							
職員の追	職員の退職手当の支給等に関する規則第10条第1項の						
規定により	規定により、上記のとおり申請します。						
[略]							
[略]							
	[略]						

[略]

1~3 [略]

4 ⑥欄の「職業に就くことができない期間」とは、③欄の理由により職業に就くことができない期間のことで、 その期間が3年を超えるときは、最大限3年間まで認められるものである。

<u>5</u> [略]

[略]

様式第9号(第10条関係)

受給期間延長通知書

[略]				
受給期間延長 の理由				
延長後の受給	[略]			
期間満了年月				
日				

期間<u>又は</u> 事業を実 施する期 間

職員の退職手当の支給等に関する規則第10条第1項<u>(</u> 第10条の4第1項)の規定により、上記のとおり申請します。

[略]

「略]

[略]

[略]

1~3 [略]

- 4 ⑥欄の場合は、管轄公共職業安定所長の認定を受ける こと。なお、職員の退職手当に関する条例第10条第5項 の規定は、雇用保険法第20条の2の規定に相当するもの であること。
- <u>5</u> ⑦欄の期間が3年を超えるときは、最大限3年間まで 認められるものである。

<u>6</u> [略]

[略]

様式第9号 (第10条<u>、第10条の4</u>関係)

受給期間延長等通知書

[略]					
	ア 妊娠、出産、育児、疾病、負傷等によ				
	り職業に就くことができないため				
受給期間延長	<u>イ</u> 事業を開始等したため				
等の理由					
	具体的理由				
職業に就くこ					
とができない	年 月 日から 年 月				
期間又は事業	日まで				
を実施する期					
間					
延長等後の受	[略]				
給期間満了年					
月日					

職員の退職手当の支給等に関する規則第10条第4項の 規定により、上記のとおり受給期間を延長する。

[略]

[略]

- 1 [略]
- 2 受給期間延長申請書の記載内容に重大な変更があったとき (例えば、職業に就くことができない理由や期間に変更があったとき) は、速やかにその旨を届け出るとともに、この通知書を任命権者を経由して提出すること。
- 3 <u>職業に就くことができない</u>理由がやんだときは、速やかにその旨を届け出るとともに、受給資格者証に添えてこの通知書を提出すること。

[略]

様式第11号(第14条関係)

[略]

[略]			
	(1)	[略]	5 雇用保険法第6条第5号
	種類		に規定する船員の職業能力
			の開発及び向上に資する訓
公共			練又は講習として厚生労働
職業			大臣が定めるもの
訓練			
② 等に			
関す			
る事			
項			
	[略]		
[略	;]		
 「略]			

職員の退職手当に関する条例第10条第1項(第5項)の規定により、上記のとおり受給期間を延長等する。 「略

[略]

- 1 [略]
- 2 受給期間延長等申請書の記載内容に重大な変更があったとき (例えば、申請書を提出する理由や期間に変更があったとき) は、速やかにその旨を届け出るとともに、この通知書を任命権者を経由して提出すること。
- 3 <u>受給期間延長等の</u>理由がやんだときは、速やかにその 旨を届け出るとともに、受給資格者証に添えてこの通知 書を提出すること。

[略]

様式第11号(第14条関係)

[略]

[略]				
	(1)	[略]	5 雇用保険	6 職業訓練
	種類		法第6条第	の実施等に
			5号に規定	よる特定求
公共			する船員の	職者の就職
職業			職業能力の	の支援に関
訓練			開発及び向	する法律第
② 等に			上に資する	4条第2項
関す			訓練又は講	に規定する
る事			習として厚	認定職業訓
項			生労働大臣	<u>練</u>
			が定めるも	
			の	
	[略]			
[略]				

「略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の職員の退職手当の支給等に関する規則の規定により提出され、又は交付されている申請書等又は通知書は、この規則による改正後の職員の退職手当の支給等に関する規則の規定により提出され、又は交付されている申請書等又は通知書とみなす。